

ふるさと島根の景観づくり条例

(平成3年12月20日島根県条例第34号)

改正 平成12年3月17日島根県条例第1号

” 平成16年10月12日島根県条例第53号

” 平成21年12月22日島根県条例第76号

ふるさと島根の景観づくり条例をここに公布する。

ふるさと島根の景観づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 県の景観形成施策

第1節 景観形成地域（第7条～第13条）

第2節 大規模行為に関する景観形成（第14条～第19条）

第3節 既存施設等に対する要請（第20条）

第4節 公共事業等の実施に関する景観形成（第21条）

第5節 援助及び啓発（第22条～第24条）

第3章 削除（第25条・第26条）

第4章 県民等の景観形成活動（第27条～第29条）

第5章 島根県景観審議会（第30条・第31条）

第6章 雑則（第32条・第33条）

附則

わたしたちのふるさと島根は、緑織りなす山なみや変化に富んだ海岸線など美しい自然に恵まれ、各地域に、風土に根ざし伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきた。これらの景観は、わたしたちにやすらぎと心のよりどころを与え、郷土に対する誇りと愛着を育む共有の財産である。

しかしながら、営々と培われてきたこれらの貴重な景観も、時代の流れの中で次第にその姿を変えつつある。

先人から受け継いだ景観を今の時代に生かし、わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら次の世代に引き継いでいくことは、わたしたちに課せられた責務である。

今こそ、わたしたちは、優れた自然や伝統文化を生かし、魅力ある景観を守り、育てることによって、生活と文化の豊かさを実感できる県土を築いていかなければならない。

ここに、わたしたちは、心の豊かさを育む快適な環境をつくり、活力にあふれる地域をつくるため、県、市町村、県民及び事業者が一体となってふるさと島根の景観を保全し、創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成のための施策を推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特性が生かされた魅力ある景観の保全と創造を図り、もって県民にとって誇りと愛着の持てる県土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、魅力ある景観を保全し、又は創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び規則で定める工作物をいう。

(県の責務)

第3条 県は、市町村との緊密な連携を図りながら、景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、県が実施する施策とあいまって、地域の特性に応じた景観形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、景観形成に自ら努め、地域における景観形成活動に参加するとともに、県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の実施に当たり、景観形成のために必要な措置を講じ、地域における景観形成活動に参加するとともに、県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 県の景観形成施策

第1節 景観形成地域

(景観形成地域の指定)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域及びその周辺地域のうち、県土の景観形成上特に必要と認められる地域を景観形成地域として指定することができる。

- (1) 山、海岸、湖、島々等の豊かな自然を有する地域
- (2) 歴史的文化的遺産を有する地域
- (3) 田園景観を有する地域
- (4) 主要な道路又は河川に沿った地域
- (5) 港湾又は空港地域
- (6) その他知事が県土の景観形成上必要と認める地域

2 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その指定の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しななければならない。

4 知事は、前項の規定による公告を行うときは、あらかじめ、説明会の開催等指定の趣旨及び内容の周知に関し必要な措置を講じなければならない。

5 第3項の規定による公告があったときは、当該地域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、第3項の縦覧期間満了後、当該景観形成地域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催することができる。

7 知事は、景観形成地域を指定するに当たっては、島根県景観審議会の意見を聴かななければならない。この場合において、知事は、第5項の規定による意見書の提出があったとき、又は前項の規定による公聴会を開催したときは、その内容の要旨を島根県景観審議会に報告しなければならない。

8 知事は、景観形成地域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

9 景観形成地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

10 第2項から前項までの規定は、景観形成地域の指定の解除及び区域の変更について準用する。

(景観形成基本計画)

第8条 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、当該地域における景観形成に関する基本計画（以下「景観形成基本計画」という。）を定めなければならない。

2 景観形成基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観形成のための基本的な方針に関する事項
- (2) 景観形成のための基準の策定の指針に関する事項
- (3) 景観形成のための事業に関する基本的な事項
- (4) その他景観形成に関し必要な事項

3 前条第2項から第9項までの規定は、景観形成基本計画の決定、廃止及び変更について準用する。

(景観形成基準)

第9条 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、当該地域に係る景観形成基本計画に基づき、景観形成のための基準（以下「景観形成基準」という。）を定めなければならない。

2 景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項
- (2) 木竹の伐採及び伐採跡地の緑化に関する事項
- (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項
- (4) 鉱物の掘採又は土石等の採取の際の遮へい及び事後の措置に関する事項
- (5) 土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。）後の形状及び緑化に関する事項
- (6) その他景観形成に関し必要な事項

3 第7条第2項から第9項までの規定は、景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。

(景観形成基準の遵守)

第10条 景観形成地域内において次条第一項各号に掲げる行為をしようとする者（国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。）は、当該行為が景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(行為の届出等)

第11条 景観形成地域内において次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (4) 鉱物の掘採又は土石等の採取
- (5) 土地の区画形質の変更

2 前項の規定により届け出た事項を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、速やかにその内容を知事に届け出なければならない。ただし、第13条第1項の規定による指導又は助言に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

3 知事は、前2項の規定による届出をしないで第1項各号に掲げる行為に着手した者に対し、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出るよう指導することができる。

4 知事は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告をすることができる。

5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(適用除外)

第12条 前条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 災害のために必要な応急措置として行う行為

- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う行為
- (4) 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で規則で定めるもの
- (5) 法令に基づく事業で、景観形成のために必要な措置が講じられ得るものとして規則で定めるものの執行として行う行為
- (6) 専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更
- (7) 景観形成地域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手している行為
- (8) その他知事が規則で定める行為

(指導等)

- 第13条 知事は、第11条第1項各号に掲げる行為（前条の規定の適用がある行為を除く。）をする者に対し、景観形成のために必要があると認めるときは、当該景観形成地域の景観形成基本計画及び景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。
- 2 知事は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、景観形成のために特に必要があると認めるときは、当該指導に従うよう勧告することができる。
 - 3 知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、指導に従わない者から当該指導に従わない理由について意見を聴かなければならない。
 - 4 知事は、第2項の規定により勧告しようとするときは、前項の規定により聴取した意見を島根県景観審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。
 - 5 知事は、第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

第2節 大規模行為に関する景観形成

(大規模行為)

第14条 この節において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 建築物等で、その高さ又は面積が規則で定める規模を超えるもの（以下「大規模建築物等」という。）の新築、増築若しくは改築（増築後又は改築後の高さ又は面積が規則で定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）、移転若しくは撤去又は外観の変更
- (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
- (3) 鉱物の掘採又は土石等の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの
- (4) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの

(大規模行為景観形成基準)

第15条 知事は、大規模行為に関する景観形成のための基準（以下「大規模行為景観形成基準」という。）を定めなければならない。

- 2 大規模行為景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 大規模建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地の緑化に関する事項
 - (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項
 - (3) 鉱物の掘採又は土石等の採取の際の遮へい及び事後の措置に関する事項
 - (4) 土地の区画形質の変更後の形状及び緑化に関する事項
 - (5) その他景観形成に関し必要な事項
- 3 第7条第2項から第9項までの規定は、大規模行為景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。

(大規模行為景観形成基準の遵守)

第16条 大規模行為をしようとする者（国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。）は、当該大規模行為が大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(大規模行為の届出等)

第17条 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届け出た事項を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、速やかにその内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による指導又は助言に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。
- 3 第11条第3項から第5項までの規定は、大規模行為をする者が、前2項の規定による届出をしないで大規模行為に着手した場合について準用する。
- 4 第12条（第7号を除く。）の規定は、第1項及び第2項の規定による届出をする場合について準用する。

(大規模行為の指導等)

第18条 知事は、大規模行為（前条第4項において準用する第12条の規定の適用がある行為を除く。）をする者に対し、景観形成のために必要があると認めるときは、大規模行為景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

- 2 第13条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により指導する場合について準用する。

(適用除外)

第19条 この節の規定は、景観形成地域については、適用しない。

第3節 既存施設等に対する要請

第20条 知事は、景観形成地域において、当該景観形成地域の景観形成を図る上で著しく支障があると認められる建築物等、土地又は屋外において集積若しくは貯蔵された物品の所有者又は管理者に対して、当該景観形成地域の景観形成基本計画及び景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 2 知事は、景観形成地域以外の地域において、県土の景観形成を図る上で著しく支障があると認められる建築物等、土地又は屋外において集積若しくは貯蔵された物品の所有

者又は管理者に対して、大規模行為景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第4節 公共事業等の実施に関する景観形成

第21条 知事は、公共事業等の実施に関する景観形成のための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、公共事業等景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、島根県景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 県は、公共事業等の実施に当たっては、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

4 知事は、国、県以外の地方公共団体その他規則で定める公共的団体に対し、公共事業等の実施に当たっては、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請するものとする。

第5節 援助及び啓発

（市町村に対する援助）

第22条 県は、市町村が行う景観形成に関する基本計画等の策定及び景観形成に関する施策の実施に関し、必要な援助を行うことができる。

（平成12年条例第1号一部改正）

（県民等に対する援助）

第23条 県は、県民及び事業者が行う第4章に規定する景観形成活動その他の景観形成活動に関し、必要な援助を行うことができる。

（啓発）

第24条 県は、県民及び事業者に対し、県土の景観形成に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

2 県は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定その他景観形成を図る上で活用できる制度について必要な啓発に努めるものとする。（平成16年条例第53号一部改正）

第3章 削除 （平成12年条例第1号一部改正）

第25条 削除 （平成12年条例第1号一部改正）

第26条 削除 （平成12年条例第1号一部改正）

第4章 県民等の景観形成活動

（景観形成住民協定）

第27条 土地の所有者又は借地権者は、地域における景観形成を図るため、当該土地について一定の区域を定め、当該区域における景観形成に関する協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の名称、目的及び対象となる土地の区域に関する事項
 - (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩若しくは素材又は敷地の緑化に関する事項
 - (3) 協定の有効期間に関する事項
 - (4) 協定の廃止及び変更に関する事項
 - (5) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要と認められる事項
- 3 市町村長は、第1項の規定により締結された協定が当該市町村における景観形成に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するよう知事に推薦することができる。（平成12年条例第1号一部改正）
- 4 知事は、前項の規定により推薦された協定が県土の景観形成に資するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、景観形成住民協定として認定するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により景観形成住民協定として認定したときは、その内容を公表するものとする。

（特定事業者景観形成協定）

- 第28条 知事は、地域の景観形成を図る上で必要があると認めるときは、規則で定める面積を超える一団の土地を事業の用に供する事業者（以下「特定事業者」という。）に対して、当該土地の景観形成に関する協定（以下「特定事業者景観形成協定」という。）を締結するよう求めることができる。
- 2 特定事業者は、知事から特定事業者景観形成協定を締結するよう求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 3 特定事業者景観形成協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 特定事業者景観形成協定の名称、目的及び対象となる土地の区域に関する事項
 - (2) 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩若しくは素材又は敷地（駐車場を含む。）の緑化に関する事項
 - (3) 特定事業者景観形成協定の有効期間に関する事項
 - (4) 特定事業者景観形成協定の廃止及び変更の手続に関する事項
 - (5) その他特定事業者景観形成協定の対象となる土地の景観形成に関し必要と認められる事項
- 4 知事は、特定事業者景観形成協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

（特定建築物景観保全協定）

- 第29条 知事は、地域の景観形成を図る上で必要があると認めるときは、景観形成上特に重要な建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者及び当該特定建築物に係る土地の所有者に対して、当該特定建築物に係る景観の保全に関する協定（以下「特定建築物景観保全協定」という。）を締結するよう求めることができる。
- 2 特定建築物の所有者及び当該特定建築物に係る土地の所有者は、知事から特定建築物景観保全協定を締結するよう求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 3 特定建築物景観保全協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 特定建築物景観保全協定の名称、目的並びに対象となる特定建築物及び土地の区域に関する事項
 - (2) 特定建築物に係る景観の保全及び利用に関する事項
 - (3) 特定建築物景観保全協定の有効期間に関する事項

- (4) 特定建築物景観保全協定の廃止及び変更に関する事項
 - (5) その他特定建築物に係る景観の保全に関し必要と認められる事項
- 4 知事は、特定建築物景観保全協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

第5章 島根県景観審議会

(設置及び権限)

第30条 知事の附属機関として島根県景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（次項において「屋外広告物」という。）に関する事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、景観形成及び屋外広告物に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第31条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、景観形成に関し学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(市町村条例との調整)

第32条 第2章第2節の規定と同等の内容を有する条例を制定している市町村の区域のうち、知事が別に指定する区域（以下「指定区域」という。）については、同節の規定は、適用しない。

- 2 知事は、指定区域を定めたときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 3 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は公布の日から、第17条の規定は公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第17条の規定の施行の際既に着手している第14条各号に掲げる行為については、第17条の規定は、適用しない。

附 則 (平成12年3月17日 条例1号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月12日 条例第53号)
この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成16年12月17日)

附 則 (平成21年12月22日 条例第76号)
この条例は、平成22年2月1日から施行する。